



News Letter

平成28年8月20日
発行
第18号

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）
鈴木 秀 廣

生涯現役社会の実現の観点からの改正

1 高齢者の希望に応じた就業機会の確保

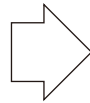
65歳以降に新たに雇用される者は雇用保険の適用の対象となります。

- (1) 平成29年1月施行、但し、保険料徴収は平成31年度分まで免除
- (2) 離職して求職活動する場合には、その都度、高齢者給付金を支給（支給要件・内容は現行のものと同様、年金と併給可）
- (3) 介護休業給付、教育訓練給付等も新たに65歳以上も対象

2 介護休業に係る制度の見直し

介護休業給付金（休業開始前賃金の給付の割合）が引き上げられます。

40%
（介護休業開始が
平成28年7月以前の場合）



67%
（介護休業開始が
平成28年8月以降の場合）

3 就職促進給付の拡充について

平成29年1月から失業給付の受給者が早期に再就職した場合に支給される再就職手当の給付率が引き上げられます。

支給日数：1/3以上を残した場合残日数の50%⇒60%
2/3以上を残した場合残日数の60%⇒70%

いつかはお役に立ちます

労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー（特定社会保険労務士）
高 橋 勉

Q. 年度途中でフルタイム勤務になったパート職員への年休の付与日数はどうなりますか？

A. パートタイマーは、年次有給休暇の付与日数が週又は年の所定労働日数により決まっておりますが、入社日から6ヶ月後を基準日（初日）とした年度の途中で勤務日数が増えた場合は、次の基準日での勤務形態により付与日数を決めます。この場合の継続勤務年数はパートとして最初の日からの勤続年数となり、その年数に応じた日数を付与することとなります。ですから、就業規則に特に規定されていない場合は、フルタイム職員になった時点で増やす必要はありません。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター（茨城県医師会内）

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
<http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/> E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp